

六ヶ所保障措置分析所核燃料物質の使用変更許可申請に伴う確認事項

2022年7月14日  
六ヶ所保障措置センター  
検査部分析課

公益財団法人 核物質管理センター六ヶ所保障措置センターは、日本の原子力が平和目的のみに利用されていることを確認する保障措置業務を行うため、日本原燃株式会社再処理工場内分析建屋の一部について、「核燃料物質の使用許可」を得て「六ヶ所保障措置分析所」として運用し核燃料物質の分析を行っている。現行の「核燃料物質の使用許可」について下記に記載する3点について変更することとしたことから許認可上の取扱いについて確認をさせていただきたい。

1. 低放射性グローブボックス及び質量分析用グローブボックスへの炭酸ガス消火器接続配管設置に伴う変更
  - ① 説明資料-1:「核燃料物質使用許可の消火器接続配管設置に伴う変更申請（予定）について」
  - ② 消火器接続用配管設置工事の開始時期について
  - ③ 使用前確認申請の要否判断時期等について
  
2. 組織改正に伴う変更
  - ① 説明資料-2:「核燃料物質使用許可の組織改正に伴う変更申請（予定）について」
  - ② 「核燃料物質の使用許可」の変更許可申請又は届出の判断について
  
3. 1.及び2.を踏まえた「核燃料物質使用変更許可」申請の時期について

以上